

地域再生計画

1. 地域再生計画の申請主体の名称

山梨県

2. 地域再生計画の名称

「富士の国やまなし」観光振興計画

3. 地域再生の取組を進めようとする期間

平成 16 年 7 月～5 か年

4. 地域再生計画の意義及び目標

本県の地域経済は、全国的な社会経済動向に違ふことなく、長引く景気低迷、グローバル化の進展による製造業の空洞化、少子・高齢化の進展、消費社会の成熟化などにより、大きな転換期を迎えている。

こうした状況において、観光産業は地域経済活性化のための重要な産業として注目されている。特に本県においては、富士山や富士五湖、八ヶ岳、日本一の果実郷などの景観や自然資源に恵まれているとともに、ワイン醸造業、印傳（鹿皮の工芸品）などの伝統的な地場産業が豊富に存在し、さらには、甲斐源氏の伝統が脈々と流れる歴史資源など、様々な観光資源が豊富に存在している。

また、東京圏から至近距離にあることや、中央自動車道、JR中央線などの首都圏との交通インフラも整備されていることから、立地条件的にも恵まれた地域である。

その一方で、バブル期を頂点として、大手エージェンツ主導の団体旅行やパッケージ旅行に合わせた画一的で過剰な観光地整備や設備投資が進んだことから、個人旅行を中心として、体験や人々との交流、個性的なイベントなどを求める今日の観光需要に応えられないことや、広告・看板の氾濫、放置されている遊休農地、河川や湖沼の水質悪化など、景観や生活環境の側面から、観光振興上の阻害要因も多く残っている。このため今後は、地域再生を進めるに当たり、今日の市場動向や消費者ニーズに合わせた適切な観光振興を進めていく必要がある。

観光産業は裾野の広い産業であり、その波及効果には広範なものがある。このため、様々な地域産業の活性化を促すとともに、これにより雇用を創出する効果も高く、地域の総合的な活性化による地域再生が実現できる産業分野である。

こうした状況を踏まえ本県では、平成 15 年度において「観光立県『富士の国やまなし』観光振興戦略」を策定し、観光振興を核とした内発的・自立的な地域振興を進めることとしている。この戦略を推進するに当たっては、産業育成に役割を果たす多くの主体が連携を取りながら明確な目的に向かい一丸となって取り組むこと、様々な規制やルールを地域の実情に応じて緩和するとともに公的セクターが適時適切な支援措置を講じることが重要である。

同時に、地域再生の取組の大きな柱の 1 つである地域観光の活性化と連動することが重要

であることから、本計画において、以下の４本の大項目に従い、総合的に観光振興を図ることにより着実に地域再生を進めることが可能となる。

① 地域再生を進める人材・組織の育成

観光の振興を図り、地域経済の活性化とこれによる雇用の拡大を図るためには、観光を担う人材の育成とこれをバックアップする組織が必要である。

このため、国、県、市町村、民間事業者が連携して観光振興を図る場としての「地域再生支援チーム」を設置し広域レベルでの情報交換を図るとともに、地域の課題の解決に向けた濃密な支援策を講じるための「特定プロジェクトチーム」を設置する。これにより、縦割りを排除した横断的な観光振興を図っていく。

また、見る観光から交流・参加する観光へニーズが変化する中で、「もてなしの心」は来訪者を惹きつける観光要素の一つであり、訪れた人々に良い印象を与えることにより、観光振興だけでなく、地域の魅力アップや新たな魅力づくりなど、地域活性化につながる。

その一方で、観光に直接かかわっていない県民にとっては、「もてなし」の重要性に対する理解を得ることはなかなか難しい。このため、来訪者を温かく迎えるための「(仮称)もてなしの山梨・県民総運動」を展開し、観光ボランティアガイドの育成や、県民に常にもてなしを意識してもらう事業などへの取り組みを進めるとともに、新たな観光振興の担い手としてのNPOを育成していく必要がある。同時に、富士北麓地域を中心とした外国人来訪者への観光ボランティアガイド等の育成も重要な課題である。

さらに、NPO 法人等への各種情報提供を円滑に行う体制を整えるとともに、有益な情報を積極的に提供していく。また、県内各地においてボランティアガイドの育成並びに組織化に取り組むとともに「もてなし研修会」などを実施しボランティアガイドの質の向上を図る。

② 観光振興を進めるツールの開発

観光振興を進めるためには、様々なツールを地域内に用意することが重要であることから、当面以下の事業を展開していく。

東アジア地域については、日本までの距離的な近さから、経済成長とともに大きな観光市場として成長しつつあり、特に中国においては、一部地域で訪日団体観光旅行が自由化されたことから、訪日客が大幅に増加しつつある。

国においては、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」として、訪日客を倍増させる強力な誘客活動を展開しているところであり、本県においても、上海で行われる国際観光展への出展や中国・韓国の旅行業者の招聘により旅行商品、旅行企画の売り込みを強化するとともに、中国語パンフレットの作成や観光案内サインの整備などにより、東アジアへの誘客活動を中心として、海外からの来客の拡大を図る。

さらに、「都市と農村との対流・共生」を目的に、県内農村の一定地域を「やまなし農村休暇邑」として指定しソフト・ハード両面から支援するなど、グリーンツーリズムに

よる都市・農村対流の促進や、適正なエコツーリズムの推進のため、関係者との対話を進める中でツーリズムに関するガイドラインを設定するなどにより、観光客のニーズに応えられる多様なツーリズムを展開する。

③ 交流の舞台づくりによる観光振興の推進

様々なツールや観光振興を推進する人材の整備と並び、観光客を迎え入れるための交流の舞台づくり、あるいは環境整備も重要な要素である。

このため、本県の東京圏との至近性、変化に富む自然や豊富な歴史文化資源を活用し、映画、テレビドラマ、CMなどのロケーション撮影を積極的に誘致し、実際の撮影が円滑に進むよう支援体制を確立する。このため、フィルム・コミッションを設立しコミッションによるロケーション・サービスを積極的に展開する。

また、「富士の国やまなし観光振興施設整備事業」として景観に配慮した道路整備、森林整備、遊歩道整備を進めるとともに、国が策定した景観ガイドラインを参考にしながら、観光サインの統一化や、中心市街地等のまちなみ整備の推進により、良好な景観・環境を整備し、観光振興を図っていく。

④ 観光産業を支える交通基盤整備

大都市圏に隣接する観光地共通の悩みである交通渋滞問題は深刻さを増している。こうした問題を解決するため、バス・タクシーなど公共交通機関の利便性を高めるシステム等の整備を進める。

本計画においては、以上の取組を地域が一体となって取組むことにより、山梨県地域において「観光振興に基づく持続可能な地域の発展¹」のビジネスモデルを創造する。

5. 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域経済の好循環を生み出す効果

参考資料1のとおり観光産業は、農林業、ものづくり産業、小売業など様々な産業分野に波及する産業である。従来は、宿泊施設や土産物店、観光地の飲食施設や集客施設のみが観光産業と捉えられていたが、観光客の嗜好の変化が、地場製造業、篤農家、情報サービス業、文化産業など様々な産業へ経済波及効果をもたらすようになっている。

また、今日の観光に対するニーズが、従来の物見遊山型観光から、特定の興味に基づき自ら楽しみや生き甲斐を探究する観光に変化する中、個性的で多様な地域資源に観光客の興味

¹ 持続可能な発展の英訳は Sustainable Development である。語源を調べると、サステイナブルの動詞型であるサスティンは「正しい状態を保持させる」の意、デベロップメントは「閉じこめられたものをゆっくり広げてくまなく見せる過程」である。従って、Sustainable Development は「正しい状態を保たせ、ゆっくりと展開させていくこと」となる。(オックスフォード「新英語辞典」)

が向けられ始めている。

こうしたことから、観光産業がカバーする範囲は、地域の広範な分野に及ぶこととなり、地域が一体となって「観光振興に基づく持続可能な地域の発展」に向けた取組を行うことにより、地域内経済循環が盛んになり、地域経済の好循環を生み出すことが可能となる。

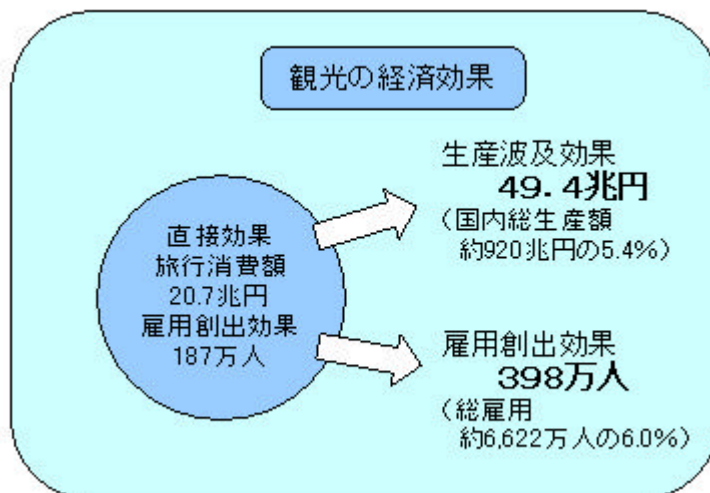
（２） 地域雇用の増大及び地域活性化に資する効果

1995～2000 国勢調査において、サービス業と商業の雇用者の伸び率の相関関係をみると、明らかに観光振興を図っている市町村において、サービス業及び商業の雇用の増大が窺われる。サービス業及び商業をすべて観光産業と捉えるわけにはいかないが、観光産業による雇用増大は、傾向的に指摘できる。（参考資料 2 北関東及び甲信地域のデータ中、網の掛かった市町村を参照）

また、わが国では、社会経済のトレンドが、従来の高度経済成長から低成長型経済へと変化する中で、安定した経済や産業構造を構築していくことが必要となっている。これまで観光は、社会経済の主役として登場して来なかったが、改めて総合的地域活性化産業としての側面から見た場合の経済効果は大きく、地域経済の新しい牽引役として期待されている。

平成 14 年において、観光に関する直接消費によりもたらされる生産効果は約 21 兆円、雇用効果は約 187 万人と推計されており、さらに、二次的な経済波及効果を含めれば、生産効果は国内生産額約 920 兆円の 5.4%の約 49 兆円、雇用効果は総雇用約 6,622 万人の 6.0%の約 398 万人と推計されている。（表 1 参照）

表 1：観光消費のわが国経済への貢献（推計・平成 14 年）



出典：旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究Ⅲ（国土交通省）を基に作成

地域的な経済波及効果を考えても、平成 12 年度に本県において実施した「大型観光キャンペーン」3 か月間の経済波及効果は、187 億円と算出されており、観光の振興が地域経済に多大なインパクトをもたらすことは想像に難くない。一方、本県においては、観光客数は若干増加しているものの、消費の低迷から、観光客一人当たり消費額は減少を続けており（表 2、表

3を参照)、新しいスタイルの観光を振興することが急務となっている。

さらに、こうした新しい観光の推進により、訪れる観光客のみならず、地域住民にとっても過ごしやすい環境（サービス、インフラ等）の整備や、地域住民の地域に対する理解や愛着心の醸成が期待される。

現在、本県における観光客数及び観光消費額は表2及び3のとおりであるが、本計画を活用し観光振興戦略積極的に展開することにより、表4のとりの経済効果を見込んでいる。

表2：各年観光客実人数（出典：山梨県観光客動態調査）

		観 光 客 実 人 数			
		平 成 1 1	平 成 1 2	平 成 1 3	平 成 1 4
全 体		34,038	36,299	37,910	40,108
宿 泊	県 外	5,109	5,427	5,433	5,755
	県 内	119	113	149	113
		5,228	5,540	5,583	5,868
日 帰	県 外	18,239	19,097	20,338	18,318
	県 内	10,571	11,663	11,989	15,922
		28,810	30,759	32,328	34,240

表3：実人数一人あたりの観光消費額（出典：山梨県観光客動態調査）

		一 人 あ た り 平 均 観 光			
		平 成 1 1	平 成 1 2	平 成 1 3	平 成 1 4
全 体		8,366	8,412	8,190	8,025
宿 泊	県 外	23,210	24,987	24,183	23,377
	県 内	13,617	21,345	17,352	15,434
		22,992	24,913	24,000	23,224
日 帰	県 外	7,335	6,304	6,304	6,490
	県 内	2,910	4,026	4,026	4,189
		5,711	5,440	5,459	5,420

表4：観光関連目標数値（山梨県長期総合計画「創・甲斐プラン21」から推計）

算出方式	現況値（H14）	目標値（H20）
年間観光客数（実人数） 【出典】観光客動態調査（山梨県）	40,108千人	50,100千人
年間外国人観光客数（実人数） 【出典】観光客動態調査（山梨県）	399千人	672千人
観光客一人当たりの消費額 【出典】観光客動態調査（山梨県）	8,025円	8,230円
年間宿泊者数（実人数） 【出典】観光客動態調査（山梨県）	5,868千人	6,070千人

6. 講じようとする支援措置の番号及び名称

＜地域再生を進める人材・組織の育成関係＞

- 11203 地域再生のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置
- 212015 観光関係の施策連携（地域再生支援チーム）
- 212016 「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実

＜観光振興を進めるツールの開発関係＞

- 206001 香港SAR旅券、英国BNO旅券に対する査証免除
- 230004 都市と農山漁村の共生・対流に関する施策の連携強化
- 213004 エコツーリズムに対する支援

＜観光振興による交流の舞台づくり関係＞

- 201001 映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化
- 230001 道路使用許可、道路占用許可の手続き改善
- 230007 案内標識に関するガイドラインの策定

＜観光産業を支える交通基盤整備関係＞

- 212018 コミュニティバス、乗り合いタクシーの許可に関する基準の弾力化等
- 212019 観光客向けタクシー等の運賃・料金の多様化を実現するための環境整備
- 212023 観光推奨バス路線指定制度の活用

7. 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他関連する事業

観光振興戦略の中では「山梨の味づくり」事業として、本県の風土や素材を活かした「新しい食」を開発するため、「食」の研究開発、「食」テーマとした研修会・講習会を積極的に実施することとしている。この際、本県のブランド品であるワインの存在が欠かせない。

現在、峡東地域において、既に山梨県が申請した「ワイン産業振興特区」が認定されており、当該特区との政策連携を十分に図り、新しい山梨の食を創造するものとする。

【参考】構造改革特区の特定事業の名称及び番号

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業（1001）

また、市町村においても、山梨市（山梨市農地いきいき特区）、須玉町（増富地区交流振興特区）、小淵沢町（こぶちざわアグリルネッサンス特区）が、上記と同様の特例措置を受け、農業振興や都市と農村との交流事業を展開しており、こうした特区での取組とも十分に連携を図っていく。

8. その他地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

別紙 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容、支援措置を受けようとする者及び支援措置を講じようとする日

別紙1

1. 支援措置の番号及び名称

番号： 11203

名称： 地域再生のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置

2. 当該支援措置を受けようとする者

山梨県

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

○取組の必要性及び効果

本県では、平成15年度において「観光立県『富士の国やまなし』観光振興戦略」を策定し、観光振興を核とした地域振興を進めることとしている。特に本県は、富士山や富士五湖、八ヶ岳、日本一の果実郷などの景観・自然資源に恵まれるとともに、ワイン醸造業、印傳（鹿皮の工芸品）などの伝統的な地場産業が豊富に存在し、さらには、甲斐源氏の伝統が脈々と流れる歴史資源もあるなど、様々な観光資源が豊富に存在している。

その一方で、バブル期を頂点として、大手エージェンツ主導の団体旅行やパッケージ旅行に合わせた画一的で過剰な観光地整備や設備投資が進んだことから、個人旅行を中心として、体験や人々との交流、個性的なイベントなどを求める今日の観光需要に応えられないことや、広告・看板の氾濫、放置されている遊休農地、河川や湖沼の水質悪化など、景観や生活環境の側面から、観光振興上の阻害要因も多く残っている。このため今後は、地域再生を進めるに当たり、今日の市場動向や消費者ニーズに合わせた適切な観光振興を進めていく必要がある。

特に、「八ヶ岳南麓地域」や「富士北麓地域」などでは、バブル期の開発の後遺症が残っている。

そこで、本県の観光地の再生に向け、国、県、市町村、地元経済界等の横断的な議論の場を設置し、国の関係機関と連携を行いながら、これらの課題を検討して観光振興を図り、観光客の増加による地域活力の再生と景観の創造による観光地イメージの向上を図る。

○主な取組内容

①遊休農地等の利活用（関東農政局、関東地方整備局）

開発意欲が高かったバブル期に、農業経営から撤退した農家も多く、遊休農地が多く残されている。また、農地転用許可がなされたものの、転用目的通りに活用されずに放置されている農地も多い。こうした農地等の利活用について検討する。

②良好な景観創造を阻害する看板等の処理対策（関東地方整備局、関東地区環境対策

調査官事務所)

不要になった看板類や、デザインの観光地にそぐわない看板等が多く見受けられる。こうした看板類の除去や統一されたサインなどは、観光地の良好な景観創造に大きな効果をもたらす。こうしたサイン整備について検討する。

③遊休化した宿泊施設等の活用計画（関東地方整備局、関東経済産業局、関東財務局）

バブル崩壊後、民間会社の保養所や行政関連の保養施設の一部が遊休化、あるいは稼働率が低い等の理由から、活用されていない例が見られる。こうした施設の有効利用に関し、官民一体となって検討する。

④自然と共生した観光振興（関東地区環境対策調査官事務所、南関東地区自然保護事務所）

近年、自然を楽しみながらトレッキングや自然観察会を行う「エコツーリズム」が盛んになっている。エコツーリズムを推進していくためには、自然環境に配慮したルールづくりや、各地域の自然環境に合わせたルート設定等が必要となることから、こうした問題について検討を行う。

⑤ 国際観光地としての魅力向上対策（関東地方整備局）

観光立県やまなしを推進するためには、海外からの誘客が欠かせない要素となっている。本県では、この分野でのノウハウや整備手法の検討を始めたところであるが、国の「ビジットジャパン」戦略に併せ、国際観光振興方策を検討する。

別紙2

1. 支援措置の番号及び名称

番号： 212015

名称： 「地域再生支援チーム」の設置

2. 当該支援措置を受けようとする者 山梨県

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本県では平成 15 年度において「観光立県『富士の国やまなし』観光振興戦略」を策定し、観光振興を核とした地域振興を進めることとしている。県を挙げての「観光立県」実現のため、国の「観光立国行動計画」に基づく共通プラットフォームを活用して地方ブロックに設置される地域再生支援チームより派遣されるアドバイザーを活用し、情報交換や人の交流を図り、観光振興を進める。

別紙3

1. 支援措置の番号及び名称

番号： 212016

名称： 「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実

2. 当該支援措置を受けようとする者

山梨県

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

見る観光から、交流・参加する観光へニーズが変化する中で、地域の人々の「もてなしの心」は来訪者を惹きつける観光要素のひとつであり、訪れた方に良い印象を与えることにより、観光振興だけでなく、地域の魅力づくりなど地域の活性化につながる。

そのため、本県では、「（仮称）もてなしの山梨・県民総運動」を実施し、観光ボランティアの育成を図るとともに、県民に「もてなし」を意識してもらう事業などの取組を推進することとしている。

この事業を円滑に進めるため、国の支援措置を活用して、各地のボランティアガイドのサービス内容や先進的な NPO 活動等に関する情報提供を受けることにより、魅力ある地域づくりをさらに推進する。

また、特に富士北麓地域等東アジアからの観光客が増加している地域では外国人への対応を充実させるとともに、甲府城のボランティアガイド等観光ボランティアガイドの育成を図る必要がある。このため、平成16年度において、支援措置により作成される外国人次対応マニュアルや研修を活用し、これらの取組を推進する。

別紙4

1. 支援措置の番号及び名称

番号： 206001

名称： 香港SAR旅券、英国BNO旅券に対する査証免除

2. 当該支援措置を受けようとする者

山梨県

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

近年、東アジア地域の経済成長と日本までの距離の近さから訪日客が増加しつつある。

本県においても、東アジアからの誘客を積極的に推進することとしており、「観光立県『富士の国やまなし』観光振興戦略」においては、東アジアからの誘客を積極的に推進することとしており、本支援措置により講じられる査証免除の措置により香港からの誘客の促進が期待できる。

そのため、本県としては、中国語観光パンフレットの作成や外国語併記の案内標識の整備、外国人観光客への対応の充実に向けた研修等、受け入れ体制の充実を図るとともに、中国での観光展への出展や旅行業者等招聘事業を行う。

将来的には、香港からの誘客を契機に、中国沿岸部からの観光客の誘客を推進する。

別紙5

1. 支援措置の番号及び名称

番号： 230004

名称： 都市と農山漁村の共生・対流に関する施策の連携強化

2. 当該支援措置を受けようとする者

山梨県

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本県では現在、活力ある農村の実現を目的として、農村地域における観光と物産が一体となった都市農村交流、農村でのゆとりある休暇と体験を通して都市農村交流を進めるため、「やまなし都市農村交流事業」を推進している。具体的には、この事業のPRや、モデル地区としての「やまなし農村休暇邑」に対するソフト・ハード面からの支援、やまなし・農村休暇邑エリア及びエリア内施設の新規認定、農村体験や伝統文化等を紹介する「ゆうゆう案内人」の育成、地域資源の発見評価を行うワークショップ事業等を行っている。本支援措置により提供されることとなる情報を活用し、この事業を一層強力に推進していく。

特に今後は、従来の事業に加え、関係各省の関連施策に関する情報を活用しながら、観光部門及び物産振興部門と連携し、情報受発信の強化や新たな交流メニューの開発、農畜産物の販売促進等に取り組む。

別紙6

1. 支援措置の番号及び名称

番号： 213004

名称： エコツーリズムに対する支援

2. 当該支援措置を受けようとする者

山梨県

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本県では、豊かな自然や文化を活かし、自然環境の保全と調和したエコツーリズムを今後もますます振興することとしている。特に富士山麓では、原生的な自然や、古くから残る文化史跡に惹かれ、既に数多くのエコツアーが実施されているが、時には自然が傷つけられるなどの弊害が現れている地域もある。

現在、本県では、エコツーリズムを実施するNPO等による協議会を設け、ガイドライン策定を進めている。今後はガイド等の人材育成、プログラム開発、体制整備などを進め、適切なエコツアーの実施と自然環境の保全に調和した観光振興を推進する。支援措置によりエコツアーを実施する際の参考となる推進マニュアルの作成などの情報支援が行われることとなるので、それを十分に活用して本県におけるエコツーリズムに関する取り組みをさらに推進する。

別紙7

1. 支援措置の番号及び名称

番号： 201001

名称： 映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化

2. 当該支援措置を受けようとする者

山梨県においてロケーション撮影を行う者

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本支援措置により施行された通達に沿い、地域住民との合意形成に努めることにより、本県が行うロケーション・サービス事業（映画、テレビドラマ、CMなどのロケーション撮影を誘致し、また、実際の撮影が円滑に進むように支援する事業）やロケ撮影の誘致に努めるとともにこれらの窓口となるフィルム・コミッションをたちあげ、事業を円滑に推進する。

別紙8

1. 支援措置の番号及び名称

番号： 230001

名称： 道路使用許可、道路占用許可の手続き改善

2. 当該支援措置を受けようとする者

山梨県においてロケーション撮影を行う者

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

道路使用許可申請と道路占用許可は、同一の行為にかかる場合が多いが、本県においては、今後、フィルム・コミッションを立ち上げ、ロケ撮影の誘致に努めることとしており、本支援措置により施行される通達に沿ってロケーション・サービス事業を積極的に展開する。なお、警察庁からの通達を踏まえ、地域住民との合意形成に努めることとする。

別紙9

1. 支援措置の番号及び名称

番号： 230007

名称： 案内標識に関するガイドラインの策定

2. 当該支援措置を受けようとする者

山梨県

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

県内の観光案内標識を、外国人にもわかりやすく景観に配慮したものに整備するとともに、老朽化した看板類の整理を行うため、平成16年度に案内標識の調査を行い、本支援措置によりとりまとめられた「観光活性化標識ガイドライン」を参考としながらサイン計画を作成し、5カ年程度で計画的にサイン整備を行う。

別紙10

1. 支援措置の番号及び名称

番号： 212018

名称： コミュニティバス、乗り合いタクシーの許可に関する基準の弾力化等

2. 当該支援措置を受けようとする者

観光客向けタクシー等の事業者並びにバス路線運行事業者

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

観光地のモビリティ向上のため、コミュニティバス、乗り合いタクシーを導入する。
具体的には、桃の開花時期の数日間のみ運行する「桃の花バス」や、駅とイベントの会場までのシャトルバスの運行など、極めて短期間で運行ルートや目的が限定されているバス・タクシーの運行について、本支援措置により措置される内容に従い、許可基準の弾力化を実現する。これにより、観光客受け入れ手段の多様化と交通観光の整備を図る。

別紙11

1. 支援措置の番号及び名称

番号： 212019

名称： 観光客向けタクシー等の運賃・料金の多様化を実現するための環境整備

2. 当該支援措置を受けようとする者

観光客向けタクシー等の事業者

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本県においては公共交通機関のない地域も多い。特に、甲府盆地東部における桃の農園地域において、開花時期の「桃源郷」を堪能するには、自家用車でない限りタクシーの利用によらざるを得ない。また、甲府駅から秋の「昇仙峡」「葡萄狩り」と周遊する場合もタクシー等の利用が考えられ、こうしたケースに、利用者とタクシー事業者が柔軟に料金交渉をできることになれば、当該地域の観光振興につながると考えられる。本支援措置により措置される内容を踏まえて、環境整備を進めていく。

別紙12

1. 支援措置の番号及び名称

番号： 212023

名称： 観光推奨バス路線指定制度の活用

2. 当該支援措置を受けようとする者

バス路線運行事業者

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

富士北麓地域など多くの外国人観光客が訪れる地域において、外国人旅行者にとって利用しやすいバス路線のあり方を検討し、新たなバス路線の開発を進める。

なお、平成16年度 of 取組みに際しては、新たに創設された「観光推奨バス路線指定制度」の活用を検討する。